金流商流情報連携基盤進捗状況

経済産業省：金融EDIにおける商流情報等のあり方検討会議

第２回：９月２７日

（公開：[**http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/index.html**](http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/index.html)**）**

１．事務局よりデータ連携システム整備に関わる実証事業（次世代企業間データ連携調査事業）につき概要の説明が行われた。

２．事務局より、「決済業務の事務量等に関する実態調査」の中間集計報告の紹介が行われた。

３．事務局説明につき以下の意見交換が行われた。

* 中小企業において項目を絞っても良いのではないか。
* 業界区分とされる業界の定義についても議論になり、明確な区分けは難しいだろう。
* 潜在的にはIT化、オンラインバンキング化、クラウド化への期待がある。
* 商流情報の項目の中で2点、必須項目としてほしい（法人番号、データを一意に特定できる番号）。
* 機械がデータを判断するのに齟齬が生じないよう、法人と取引の一意性が確認できるような記号が付されるべき。
* 共通項目数をなるべく絞るのは、中小企業への導入の肝だと思っている。メリットがあれば多くの項目を入力しても良いという意向もありえる。
* 決済高度化という文脈の中で、XML電文への移行などが論ぜられているが、これに端を発して中小企業を中心としたIT・STP化が進めば、日本企業の業務効率化や生産性向上などに寄与し、良い方向に向かっていくと考える。
* 現在、官民あるいは産業界・金融界が、手を携えて進めているところは大きなチャンスと認識。
* 決済高度化は、銀行だけの取組みだけでなく、会計ソフトベンダー、あるいはその上流との連携が非常に重要であり、こういった場での議論も必要と考えている。
* 法人番号等、国全体の仕組みを変えることで、より精度の高い処理が可能になると考える。
* WebAPIの標準仕様を固め、正規ルートでデータ交換できる仕組みを確立する必要。
* ＸＭＬのデータの形式として情報交換できるような安全なデータ交換の仕組みとして、銀行にインフラを提供して頂くというのもありうるのではないか。そこから変わることで債権が確定した段階でそれを譲渡する、ないし資金化するといったことをもっと積極的にできるのではないか。
* インターネットバンキング普及への思いの一方、そこにはセキュリティ上の手当てが必要。APIは本来ある脆弱性の源泉を絞ることができという意味でより安全であり本件とは、別軸としてきちんと進めるべき。
* APIの費用負担についてはベンチャー企業は資金力の問題等から負担に後向きであるが、ベンチャー企業がものをつくらないと、API実装のメリットが見えてこないのも事実。
* 今回の取り組みで、他国にない日本独特のものが含まれると、非常におかしなものになってしまう。日本の中小企業と同様、他国の中小企業も同じようなニーズがあると思われるため、国際標準である国連CEFACTに準拠する形での共通化をすべき。
* 国連CEFACTの会議では今のところ全て日本事務局の要求が反映されている。国連CRFACT標準がどこまで世界に広がっていくのかは、まだ見通せないが、日本事務局の要望が反映されていること自体、流れとしては良いと思っている。
* 団体内でも、中小企業のIT化・STP化推進に向け、IT専門家やFinTech事業者の協力も得ながら検討している。XML化の対象取引について、創業者への配慮や過渡的な措置として、新システム側で、FAXや窓口・ATMでも何か同じようなことができるよう、技術によって補えないのかについては、検討すべき。
* 金融EDIの標準項目数が絞られれば、FAXだけではなく、窓口・ATMでも多少付記することで、新システム側で自動変換され、相手側にはXMLで届く様にできるのではないかと期待。
* ソフトパッケージを半数以上が利用し、経理業務を従業員がやっているにも関わらず、入出金等の細かいお金周りの業務がアナログになっているという状況は、60代以上の代表者・役員が半数を占めている状況に起因するのではないか。
* アンケート中間集計結果について、
  + - 経理業務における表計算ソフトや会計ソフトの導入意向は少ない。経理担当者が現在の自分の業務に問題があると思っていないこと。
    - 得意先と自社の受発注等業務が電子化されても、社内のその他の業務が電子化されていないので、社内の他の業務が手書きのままという問題も内包している。
    - 企業IT経営力向上支援事業と組み合わせることは有益だろう。
    - 請求書等を紙で受けて紙で保存するという回答が95％もあるということは、受発注だけではなくて中身と連携して見える化ができるようなソフトは普及する気がする。
    - 新サービスの導入障壁については、取引先企業が指示してくれると、中小企業・下請けとしては非常にやりやすい。
    - 大企業は自社のEDIで事足りていることから、協力的ではないのではないか。
    - 先に中小企業が連携をしてCEFACT標準準拠で運用するようになると良いのではないか。
    - 今回のアンケートについて、社員数や資本金等、層別に分析すれば、少し正確に見えるのではないか。
    - きちんとメリットを周知し、周辺業務の電子化も含めて、中小企業にしっかり訴えることの重要性がアンケートから読み取れる。
    - 振込を行う場合の手段について、窓口・ATMの利用がなお多いことから、創業者への配慮や過渡的な措置として、インターネットバンキングの画面入力のみならず、FAXや窓口・ATMでも、例えば何か番号を付すことによって新システム側でXML電文に変換されて先方に届くシステムを、検討すべきではないか。
    - 新サービス導入の障壁については、導入コストと知識の不足が挙げられている。
    - 中小企業が今どのように事務をやっているかを細かく聞く内容であり、実態がよくわかった。
    - 金融EDIの活用による中小企業の経営効率改善ののりしろは大きい。
    - 新サービスのメリットがわからないとの回答が半数を超える点がFinTechに似ており、それには2つの理由があるのかと思っている。1つは可視化されていないこと。ある種コミカルなレベルにするといった伝える努力が大事だと思う。もう1つは、メリットが出す側、出される側双方にあるように見えていないこと。特に中小企業が請求書を出して大企業が支払う場合、金利選好の差があるため、早く払う代わりに割引があるというようなメリットもあると、興味がない人達が減っていくのではないか。
    - 会計経理のパッケージソフトやクラウド導入に慎重、かつ、紙での処理が多いにもかかわらず、金融機関からの入金明細の新しいサービスに対する関心の高さにも興味があるのはなぜか。
    - 入金確認や支払でインターネットバンキング、ファームバンキングの普及率が思ったより低く、通帳や窓口・ATMの利用が多い点が気になる。この状況が変わらない限り、XML化が進まないことが懸念される。
    - 消込に時間がかかる一因として、通帳記帳や、窓口・ATMでの振込に時間を取られることもあるのではないか。
    - 入金時の違算処理について、意外とエラーがあまり発生していないと認識している企業が多い。
    - 全銀協の会合の結論では、XML電文への移行対象取引についてインターネットバンクの画面や窓口振込は対象外となっていたが、このアンケートの結果を鑑みた場合、何らかのアクションをとることが必要ではないか。
    - クロス集計として地域、業態毎と規模毎、代表者の年齢毎に関心の有無の分析ができると、次のアクションにつながるのではないか。

経済産業省：金融EDI情報として格納すべき商流情報の整理（案）

平成28年11月○日

１．整理の前提

　本会議では商流EDIの効率的かつ効果的な利活用等に向け、企業間決済に関する銀行間の電子的情報交換（国内送金等）に商流情報（商取引に関する情報）を付加する金融EDIにおける商流情報等のあり方について検討を実施してきた。

　本整理案においては全銀協において検討が進められている金融・ITネットワークシステムにおけるフォーマットが確定していないことから所謂EDI情報欄以外への記載となる可能性があるが、広い意味のEDI情報として産業界が活用を考えている項目を整理した。

１．項目の整理

○管理上利用する項目

・業界区分（情報項目番号：UN01005486/UN01005472）

・データ区分（情報項目番号：UN01005481/UN01005472）

○最低限必要な項目

・支払通知番号（情報項目番号：UN01008372）（※1）

・支払通知発行日（情報項目番号：UN01008376）（※1）

・請求書番号（情報項目番号：UN01005580）（※2）

・受取人企業名（情報項目番号：UN01008794/UN01005756/UN01005759）

・支払人企業名（情報項目番号：UN01008795/UN01005756/UN01005759）

・支払合計金額（情報項目番号：UN01008471）

・支払日時（情報項目番号：UN01008500）

・支払人企業法人コード（情報項目番号：UN01008795/UN01005756/UN01005757）（※3）

（※1）支払対象債務・支払日・支払金額・支払方法（振込か電債か）を通知する文書に付すもの。該当する文書が存在しない場合は記載せず、金融機関側で自動付番（振込みの際に使われている既存の受付番号等を利用）。

（※2）請求書（ないしそれに類する書類）を発行していない場合は記載不要

（※3）法人マイナンバーを持たない事業者（個人事業主等）は記載不要

○IT化推進による事務合理化に必要と思われる項目

・受取人企業法人コード（情報項目番号：UN01008794/UN01005756/UN01005757）

・請求先企業名（情報項目番号：UN01008586/UN01005756/UN01005759）

・請求先企業法人コード（情報項目番号：UN01008586/UN01005756/UN01005757）

・支払金額（明細）（情報項目番号：UN01008478）

・税額（情報項目番号：UN01005833）

・税区分（情報項目番号：UN01005834）

・税率（情報項目番号：UN01005836）

○利用可能とすべき項目

・支払番号（情報項目番号：UN01008498）

・受取人企業連絡先電話番号（情報項目番号：UN01005860）

・支払人企業連絡先電話番号（情報項目番号：UN01005860）

・請求先連絡担当者（情報項目番号：UN01005720）

・請求先連絡先部門（情報項目番号：UN01005721）

・請求先電話番号（情報項目番号：UN01005860）

・行番号（情報項目番号：UN01008833/UN01008361/UN01008363）

・発注番号（情報項目番号：UN01005580）

・受注番号（情報項目番号：UN01005580）

・単価（情報項目番号：UN01005792）

・数量（情報項目番号：UN01006633）

・納入番号（情報項目番号：UN01005627）

・納入日時（情報項目番号：UN01005628）

・製品コード（情報項目番号：UN01005813）

・製品名（情報項目番号：UN01005815）

・支払内容（情報項目番号：UN01005560）

・契約名（情報項目番号：UN01005589）

・締日（情報項目番号：UN01012129）

・入金予定日（情報項目番号：UN01012130）

・納品伝票番号（情報項目番号：UN01008733/UN01008361/UN01008363）

・請求書発行日（情報項目番号：UN01005582）

以　上